

○松山養護老人ホーム事務組合職員の勤務時間、休暇等に
関する条例

制 定 平成 7 年 12 月 28 日 条例第 1 号
改 正 令和 5 年 2 月 20 日 条例第 2 号

松山養護老人ホーム事務組合職員の勤務時間並びに休日休暇に関する条例（平成 3 年条例第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 本組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年松山市条例第 2 9 号）及び同条例の改正に係る経過措置に関する規定を準用する。

付 則

この条例は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 2 月 20 日 条例第 2 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。